

<短期退職時の手数料の取扱い>

- ① 人材紹介に関する基本契約書に基づき、相手方事業者（甲）が採用した人材（丙）が、自己の意思により、又は就業規則違反等の丙の責に帰すべき事由により、短期退職した場合には、株式会社 PLUCKPLUS（乙）は、甲から支払われる紹介手数料について、次の取り決めによることとする。

1 ヶ月未満で退職した場合

・・・第6条にて定める手数料を甲に対し全額返金とする

1 カ月以上 3 ヶ月未満で退職した場合

・・・第6条にて定める手数料の50%を甲に対し返金する

- ② 丙が、専ら甲の都合により短期退職をすることとなった場合は、前項によらず、乙は甲に対し紹介手数料の返金を行わないものとする。
- ③ 前項の「甲の都合」には、甲都合による解雇のほか、甲事業所内における法令違反および紹介人材との労働契約違反を含むものとする。